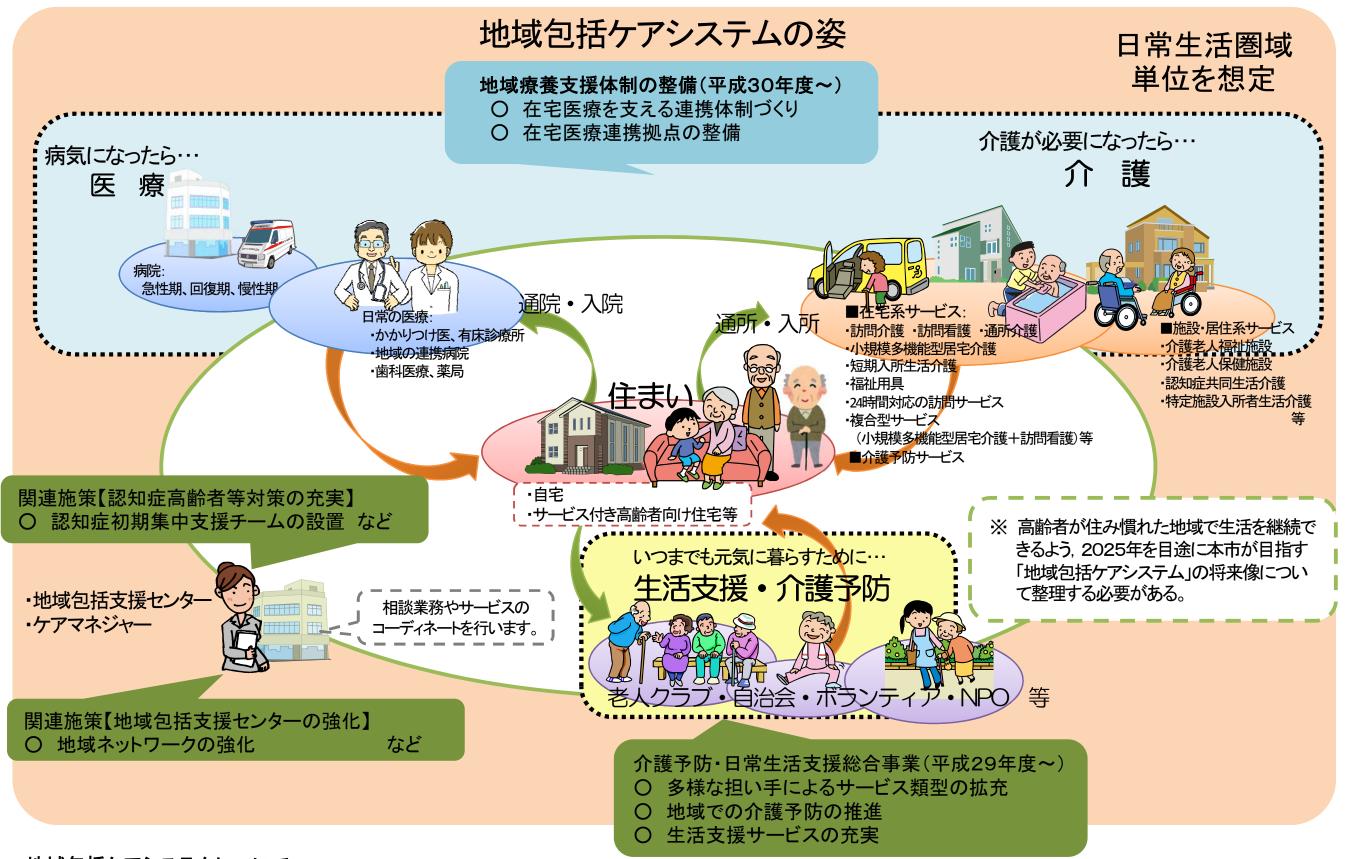
平成37年の地域包括ケアシステムの構築に向けた本市の取組イメージ



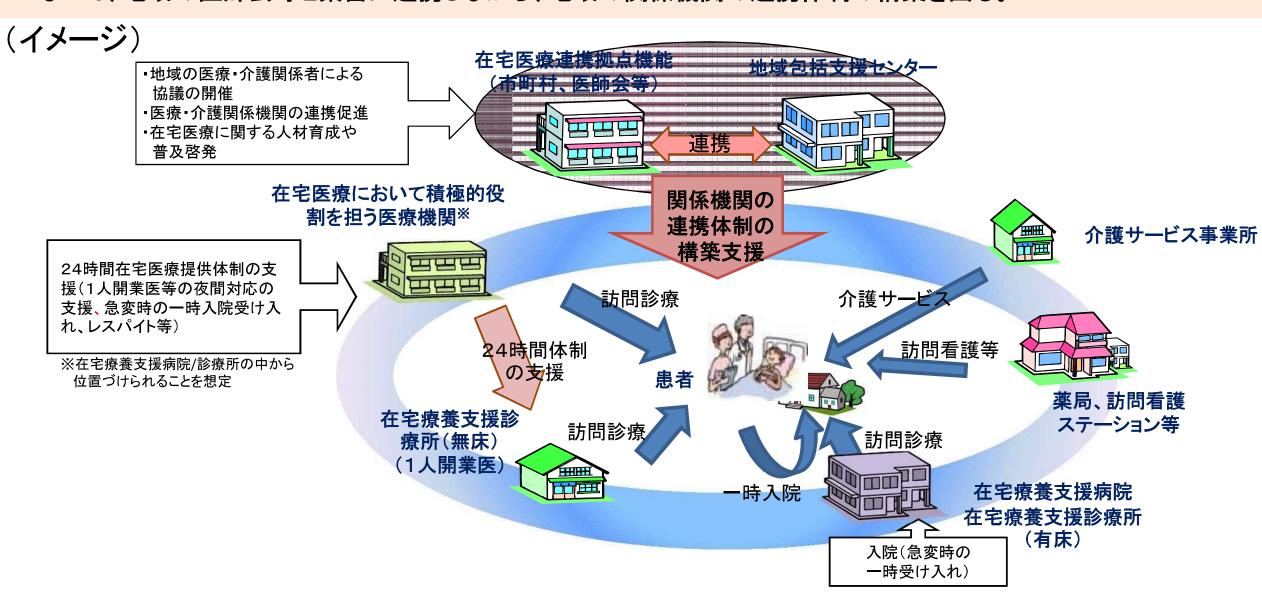
地域包括ケアシステムについて

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指すものです。

在宅医療・介護の連携推進の方向性

出典:厚生労働省

- 疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるためには、地域における 医療・介護の関係機関(※)が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要である。
 - (※)在宅療養を支える関係機関の例
 - •地域の医療機関 (定期的な訪問診療の実施)
 - ・在宅療養支援病院・診療所(有床)(急変時に一時的に入院の受け入れの実施)
 - 訪問看護事業所 (医療機関と連携し、服薬管理や点眼、褥瘡の予防、浣腸等の看護ケアの実施)
 - ・介護サービス事業所 (入浴、排せつ、食事等の介護の実施)
- このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、市町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を図る。



介護予防・日常生活支援総合事業における多様な担い手によるサービス類型の拡充(平成29年度~)

資料2-3

- 〇 従来の介護保険制度では、要支援1・2の認定を受けた方に対する「訪問介護」は、必要とする支援内容に関わらず「身体介護」「家事援助」を一体的に提供
- 総合事業移行後においては、利用者の状況に応じた**多様な担い手による多様なサービスを選択・利用することが可能**

◆参考◆ 「訪問型サービス」におけるサービス類型の拡充と多様な担い手のイメージ

現

行

介護予防訪問介護



◎サービス内容

【身体介護】

排せつ・食事介助, 清拭・入浴, 身体整容, 服薬介助 【家事援助】

掃除,洗濯,衣類整理,調理・配下膳,買い物

介護の専門職

従来同様の 支援が必要

予防給付相当サービス【相当】



◎サービス内容 ※現行サービスと同内容 【身体介護】

排せつ・食事介助, 清拭・入浴, 身体整容, 服薬介助

【家事援助】

掃除,洗濯,衣類整理,調理・配下膳,買い物

介護の専門職

サービス類型の拡充

身の回りの 支援が必要

基準緩和型サービス【A型】



◎サービス内容 【家事援助】 掃除,洗濯,衣類整理, 調理・配下膳,買い物

一定の研修修了者

※高齢者の社会参加・新たな人材確保

多様な担い手

ちょっとした 手助けが必要

住民主体型サービス【B型】



◎サービス内容 【介護保険外の援助】 ゴミだし、電球交換等

NPO団体・地域住民 ※地域での重層的な支援の充実

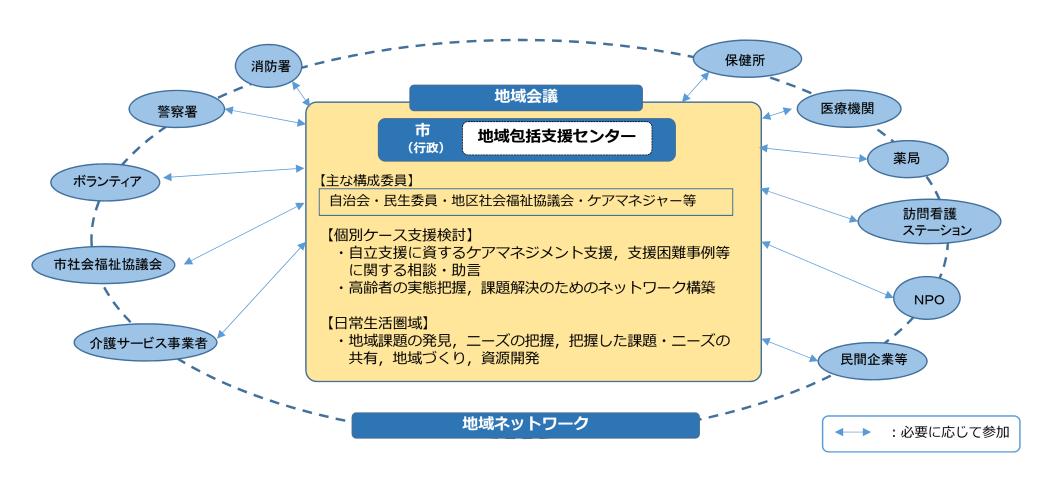
「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施により、元気な高齢者をはじめ、 NPO団体など多様な担い手による「高齢者を支える地域での支援体制づくり」を推進

平成 29年4月以降

地域包括支援センターの強化 ~地域ネットワークの強化~

地域包括ケアシステムの構築には、地域ネットワークの強化が重要

- ※ 市・地域包括支援センターが関係者、住民をはじめ、地域との協働により進めていく
 - ⇒ これまで実施してきた,自治会,民生委員等と地域の課題等を把握・解決するための「地域会議(地域包括支援センター主催)」を核とし, 高齢者を取り巻く,より多くの関係機関・団体と地域ネットワークの強化を図る。



『地域ネットワーク』:行政, 高齢者等・家族, サービス事業者, 関係団体, 住民等によって構成される「人的資源」からなる連携

結婚・妊娠・出産・子育てなど切れ目のない支援(宇都宮市)

結婚 妊娠・出産 乳幼児期 中学生 高校生 青年期(大学・就職) 小学生 結婚につながる支援 母子保健等分野 子育て世代包括支援センター・子ども総合相談・健康相談(電話・来所)・栄養相談(地区の栄養相談・親子の食生活相談) / 訪問指導(地区保健師による) 家族観・結婚観の醸成 ふれあいのある家庭づくり事業 親の保健 特定不妊治療費助成事業 子ども・若者に対する保健の教育 (家庭の日の推進,動画部門など) 妊産婦医療費助成(出産月の翌々月分まで) ライフプラン形成支援セミナー アルコールに関する健康教育出前講座 母子健康手帳交付(健康相談) たばこに関する出前講座 若い世代への食育の啓発 映画館や成人式における啓発CMの放映 妊婦健康診査 薬物乱用防止出張教室 家庭・地域における食育の推進 ママパパ学級(妊娠・出産/子育て) エイズ予防教育出前講座 交流・出会いの場の創出 子の保健 こんにちは赤ちゃん事業_{※法定} 性と健康に関する思春期の健康教育(学校への出前講座) 自己啓発セミナー・交流会 乳幼児健康診査・予防接種 ボランティア活動交流事業 こども医療費助成(~中学3年生まで) 農コン事業 発達支援 子ども発達相談室 特別支援教育 早期療育支援・家族支援 ここ・ほっと巡回相談 障がい児通所給付事業(障がい児通所支援:児童発達支援・保育所等訪問支援・放課後等デイサービス,障がい児相談支援) 児童福祉等分野 赤ちゃんの駅 ゆうあいひろば 成人式の実施(情報提供, 動画放 子育てサロン・なかよしクラブ 児童館 保育環境 居場所づくり 待機児童解消に向けた供給体制の確保 受入体制 青少年の居場所づくり事業 保育士確保策の推進 保育サービスの充実(一時・病児等) 宮っこステーション事業 多子世帯 健全育成・自立支援 保育施設等の優先利用 キャリア教育の充実 / 中高生を乳幼児のふれあい交流事業 職業体験(キッザみや) への支援 第3子以降保育料無料化 非行未然防止啓発活動・巡回指導活動 一時預かり事業・ファミサポ利用助成 宇都宮ジュニア未来議会 青少年の総合相談事業 困難を抱える家庭への支援要支援児童放課後応援事業 生活困窮世帯の中学生への学習支援 (貧困,ひとり親,虐待等) スクールソーシャルワーカー活用事業 就学援助制度 / 生活保護費(教育扶助費) ※国 生活保護費(生業扶助費)※国 ひとり親家庭への支援(就労等の自立支援、保育所等入所への配慮、子育てサービスなどの負担料減額、市営住宅の優先措置、母子父子寡婦福祉資金貸付) 児童虐待未然防止等推進事業 経済的支援 児童手当※法定 保育料の軽減(応能負担) 義務教育(無償) ※国 出産育児一時金※国 高等学校等就学支援金※県 返還免除型奨学金制度 就園奨励費補助金

子供の貧困対策に関する大綱について (平成26年8月29日閣議決定)

出典:内閣府

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と 教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と 積極的な人材育成を目指す。
- 第一に子供に視点を置いて、 切れ目のない施策の実施等に 配慮する。
- 子供の貧困の実態を踏まえ て対策を推進する。

など、10の基本的な方針

子供の貧困に関する指標

- 〇 生活保護世帯に属する子供の 高等学校等進学率 90.8% (平成25年)
- スクールソーシャルワーカーの 配置人数 1,008人 (平成25年度)
- ひとり親家庭の親の就業率 ・母子家庭の就業率:80,6%

(正規39.4% 非正規47.4%)

·父子家庭の就業率:91.3%

(正規67.2% 非正規 8.0%)

〇 子供の貧困率 16.3% (平成24年)

など、25の指標

指標の改善に向けた当面の重点施策

全ての

子供たちが

夢と希望を

持って成長

していける

社会の

実現

く教育の支援>

- 〇学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
 - ・きめ細かな学習指導による学力保障
 - ・スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 〇教育費負担の軽減
 - ・幼児教育の無償化に向けた段階的取組
 - 高校生等奨学給付金等による経済的負担の軽減
- ・大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の 導入
- 〇貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
- 〇学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援

など

- <保護者に対する就労の支援>
- 〇ひとり親家庭の親の就業支援
- ・就業支援専門員の配置による支援等
- 〇生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 〇保護者の学び直しの支援
- 〇在宅就業に関する支援の推進
- <子供の貧困に関する調査研究等>
- 〇子供の貧困の実態把握
- 〇子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 〇子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

く生活の支援>

- 〇保護者の生活支援
- 保護者の自立支援
- 〇子供の生活支援
- ・児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの 推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- ○関係機関が連携した支援体制の整備
- ・生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、 児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が 連携してネットワークを構築
- ○支援する人員の確保
- ・社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質 向上等 など

<経済的支援>

- 〇児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- 〇ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 〇母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- ○養育費の確保に関する支援

など

- <施策の推進体制等>
- ○対策会議を中心とする政府一体となった取組
- 〇地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- 〇官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 など

子供の貧困対策に関する大綱のポイント(1)

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と 教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
- 6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
- 9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
- 10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

子供の貧困に関する指標

- 〇 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%(平成25年) 〇 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 5.3%(平成25年)
- 〇 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 32.9%(平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の就職率(中学校卒業後の進路:就職率 2.5% / 高等学校等卒業後の進路:就職率 46.1%)(平成25年)
- 〇 児童養護施設の子供の進学率及び就職率(平成25年)
 - (中学校卒業後:進学率 96.6%、就職率 2.1% / 高等学校等卒業後:進学率 22.6%、就職率 69.8%)
- ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園) 72.3%(平成23年度)
- ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率(中学校卒業後:進学率 93.9%、就職率 0.8% / 高等学校卒業後:進学率 41.6%、就職率 33.0%)(平成23年度)
- 〇 スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人(平成25年度) / スクールカウンセラーの配置率 小学校 37.6%、中学校 82.4% ※その他教育委員会等に1,534箇所配置(平成24年度)
- 〇 就学援助制度に関する周知状況(平成25年度)
 - (毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%)
 - (入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0%)
- 〇 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子・有利子)(平成25年度実績) (無利子:予約採用段階 40.0%、在学採用段階 100.0% / 有利子:予約採用段階 100.0%、在学採用段階 100.0%)
- ひとり親家庭の親の就業率(平成23年度)
 - (母子家庭の就業率 80.6% (正規 39.4%、非正規 47.4%) / 父子家庭の就業率 91.3% (正規 67.2%、非正規 8.0%))
- 〇 子供の貧困率 16.3% (平成24年)
- 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 54.6%(平成24年)

子供の貧困対策に関する大綱のポイント②

指標の改善に向けた当面の重点施策

教育の支援

- 〇「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開
 - ・学校教育による学力保障 / 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 / 地域による学習支援 / 高等学校等における就学継続のための支援
- ○貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上
- 〇就学支援の充実
 - ・義務教育段階の就学支援の充実 / 「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などによる経済的負担の軽減 / 特別支援教育に関する支援の充実
- 〇大学等進学に対する教育機会の提供
 - ・高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実 / 国公私立大学生・専門学校生等に対する経済的支援
- 〇生活困窮世帯等への学習支援
- 〇その他の教育支援
 - ・学生のネットワークの構築 / 夜間中学校の設置促進 / 子供の食事・栄養状態の確保 / 多様な体験活動の機会の提供

生活の支援

- 〇保護者の生活支援
 - 保護者の自立支援 / 保育等の確保 / 保護者の健康確保 / 母子生活支援施設等の活用
- 〇子供の生活支援
 - ・児童養護施設等の退所児童等の支援 / 食育の推進に関する支援 / ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援
- ○関係機関と連携した包括的な支援体制の整備
- 〇子供の就労支援
 - ・ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援 / 親の支援のない子供等への就労支援 / 定時制高校に通学する子供の就労支援 / 高校中退者等への就労支援
- 〇支援する人員の確保
 - ・社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化 / 相談職員の資質向上
- 〇その他の生活支援
 - ・妊娠期からの切れ目ない支援等 / 住宅支援

子供の貧困対策に関する大綱のポイント③

指標の改善に向けた当面の重点施策

保護者に対する就労の支援

- 〇親の就労支援
- 〇親の学び直しの支援
- 〇就労機会の確保

経済的支援

- 〇児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し
- 〇ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討
- 〇母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 〇教育扶助の支給方法
- 〇生活保護世帯の子供の進学時の支援
- ○養育費の確保に関する支援

子供の貧困に関する調査研究等

〇子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究 / 子供の貧困に関する新たな指標開発に向けた調査研究 / 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

施策の推進体制等

- 〇国における推進体制
- 〇地域における施策推進への支援
- ○官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- ○施策の実施状況等の検証・評価
- 〇大綱の見直し

少子化社会对策大綱(概要)

資料2-7

出典:内閣府

~結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざして~

○少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針

- ○平成27年3月20日閣議決定(平成16年、22年に続き、今回は3回目)
- < 少子化社会対策基本法> (平成15年法律第133号) (施策の大綱)
 - 第7条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するため の施策の大綱を定めなければならない。

I はじめに

- 〇少子化は、**個人・地域・企業・国家に至るまで多大な影響。**社会経済の根幹を揺るがす危機的状況
- 〇少子化危機は、解決不可能な課題ではなく、**克服できる課題**
- **○直ちに集中して取り組む**とともに、**粘り強く**少子化対策を推進
- **○結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会**の実現に向けて、**社会全体で行動を起こす**べき

Ⅱ 基本的な考え方 ~少子化対策は新たな局面に~

- (1) 結婚や子育てしやすい環境となるよう、社会全体を見直し、これまで以上に対策を充実
- (2) 個々人が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくることを基本的な目標 ※個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに留意
- (3)「結婚、妊娠・出産、子育ての**各段階に応じた切れ目のない取組**」と「地域・企業など **社会全体の取組**」を両輪として、きめ細かく対応
- (4) 今後 5 年間を**「集中取組期間」**と位置づけ、Ⅲで掲げる**重点課題**を設定し、政策を**効果的かつ 集中的に投入**
- (5) 長期展望に立って、子供への資源配分を大胆に拡充し、継続的かつ総合的な対策を推進

Ⅲ 重点課題

1. 子育て支援施策を一層充実

〇「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施

- ・財源を確保しつつ、「量的拡充」と「質の向上」
- ・都市部のみならず、地域の実情に応じた子育て 支援に関する施設・事業の計画的な整備
- →27年4月から施行。保育の受け皿確保等による「量的拡充」 と保育士等の処遇改善等による「質の向上」
- ⇒地域のニーズに応じて、利用者支援事業、地域子育て支援 拠点、一時預かり、多様な保育等を充実
- ⇒今後さらに「質の向上」に努力

〇待機児童の解消

- ・「待機児童解消加速化プラン」「保育士確保プラン」
- ⇒認定こども園、保育所、幼稚園等を整備し、新たな受け入れを大胆に増加。処遇改善や人材育成を含めた保育士の確保⇒29年度末までに待機児童の解消をめざす

○「小1の壁」の打破

- ・「放課後子ども総合プラン」
- \rightarrow 小3までから小6までに対象が拡大された放課後児童クラブを、31年度末までに約30万人分整備

2. 若い年齢での結婚・出産の希望の実現

○経済的基盤の安定

- ・ 若者の雇用の安定
- →若者雇用対策の推進のための法整備等
- ・高齢世代から若者世代への経済的支援促進
- ⇒教育に加え、結婚・子育て資金一括贈与非課税制度創設 ・若年者や低所得者への経済的負担の軽減

○結婚に対する取組支援

- ・自治体や商工会議所による結婚支援
- ⇒適切な出会いの機会の創出・後押しなど、自治体や商工 会議所等による取組を支援

3. 多子世帯へ一層の配慮

〇子育で・保育・教育・住居などの負担軽減

→幼稚園、保育所等の保育料無償化の対象拡大等の検討 や保育所優先利用

〇自治体、企業、公共交通機関などによる 多子世帯への配慮・優遇措置の促進

⇒子供連れにお得なサービスを提供する「子育て支援 パスポート事業」での多子世帯への支援の充実の促進

4. 男女の働き方改革

〇男性の意識・行動改革

- ・長時間労働の是正
- ⇒長時間労働の抑制等のための法整備、「働き方改革」
- ・人事評価の見直しなど経営者等の意識改革
- ⇒部下の子育てを支援する上司等を評価する方策を検討
- ・男性が出産直後から育児できる休暇取得
- ⇒企業独自の休暇制度導入や育休取得促進

○「ワークライフバランス」・「女性の活躍」

- ・職場環境整備や多様な働き方の推進
- ⇒フレックスタイム制の弾力化、テレワークの推進
- ・女性の継続就労やキャリアアップ支援
- →「女性活躍推進法案」

5. 地域の実情に即した取組強化

○地域の「強み」を活かした取組

- ・地域少子化対策強化交付金等により取組支援
- ・ 先進事例を全国展開

○「地方創生」と連携した取組

・国と地方が緊密に連携した取組

IV きめ細かな少子化対策の推進

1. 各段階に応じた支援

〇結婚

- ・ライフデザインを構築するための情報提供
- ⇒結婚、子育で等のライフイベントや学業、キャリア 形成など人生設計に資する情報提供やコンサル支援

〇妊娠•出産

- ・「子育て世代包括支援センター」の整備
- ⇒妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な 相談支援を提供するワンストップ拠点を整備し、 切れ目のない支援を実施
- ・産休中の負担軽減
- ⇒出産手当金による所得補償と社会保険料免除
- ・産後ケアの充実
- ⇒産後ケアガイドラインの策定検討
- ・マタニティハラスメント・パタニティハラスメントの防止 ⇒ 企業への指導の強化・徹底
- ・ 周産期医療の確保・ 充実等

2. 社会全体で行動し、少子化対策を推進

○結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくり

- マタニティマーク、ベビーカーマークの普及
- ・子育て支援パスポート事業の全国展開

〇子育て

- ・経済的負担の緩和 ⇒幼児教育の無償化の段階的実施
- ・三世代同居・近居の促進 ・小児医療の充実
- 地域の安全の向上 →子供の事故や犯罪被害防止
- ・障害のある子供、貧困の状況にある子供など様々な 家庭・子供への支援
- →障害のある子供への支援、子供の貧困対策、ひとり親家庭 支援、児童虐待防止

O教育

・妊娠や出産に関する医学的・科学的に正しい知識の 教育 ⇒ 教材への記載と教職員の研修

〇仕事

- ・正社員化の促進や処遇改善
- ・ロールモデルの提示
- ⇒就労する・しない、子供を持ちながら働き続ける、 地域で活躍を続ける等のロールモデルの提示
- ・「地方創生」と連携した地域の雇用創出

〇企業の取組

- ・企業の少子化対策や両立支援の取組の「見える化」と 先進事例の情報共有
- ⇒次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定促進
- ・表彰やくるみんマーク普及によるインセンティブ付与

V 施策の推進体制等

- 〇国の推進体制
- ・内閣総理大臣を長とする「少子化社会対策会議」を中心に、「まち・ひと・しごと創生本部」と 連携しつつ、政府一体で推進
- ○施策の検証・評価
- ・数値目標を設定
- ・自治体・企業も対象とする検証評価の方策を検討
- 〇大綱の見直し
- ・おおむね5年後を目途に見直し

基本目標

個々人が希望する時期に結婚でき、かつ、希望する子供の数と生まれる子供の数との乖離をなくしていくための環境を整備し、 国民が希望を実現できる社会をつくる

主な施策の数値目標(2020年)

子育て支援

□ 認可保育所等の定員: **267万人**(2017年度) (234万人(2014年4月))

⇒ 待機児童 **解消をめざす**(2017年度末) (21,371人(2014年4月))

□ 放課後児童クラブ: **122万人** (94万人(2014年5月))

⇒ 待機児童 解消をめざす(2019年度末) (9,945人(2014年5月))

□ 地域子育て支援拠点事業 : 8,000か所 (6,233か所(2013年度))

□ 利用者支援事業: <u>1,800か所</u> (291か所(2014年度))

□ 一時預かり事業: **延べ1,134万人** (延べ406万人(2013年度))

□ 病児・病後児保育: **延べ150万人** (延べ52万人(2013年度))

□ 養 育 支 援 訪 問 事 業 : **全市町村** (1,225市町村(2013年4月))

□ 子育て世代包括支援センター: 全国展開 支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合 100%

男女の働き方改革(ワークライフバランス)

■ 男性の配偶者の出産直後の休暇取得率 : **80%**(-) □ 第1子出産前後の女性の継続就業率: **55%** (38.0%(2010年))

□ 男性の育児休業取得率 : **13%** (2.03%(2013年度))

教育

■ 妊娠・出産に関する医学的・科学的に正しい知識についての理解の割合 : 70% (34%(2009年)) (注)先進諸国の平均は約64%

結婚・地域

■ 結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した 総合的な少子化対策を実施している地方自治体数 : **70%以上の市区町村** (243市区町村(約14%)(2014年末))

企業の取組

■ 子育て支援パスポート事業への協賛店舗数: 44万店舗(2011年))

結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会

■ 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていると考える人の割合 : **50%** (19.4%(2013年度))

■は新規の目標

平成28年2月

子ども若者育成支援。

出典:内閣府

子供•若者育成支援推進大綱 (概要)

~全ての子供・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して~

子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)に基づき、子供・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定めるもの。

第1 はじめに

- ○全ての子供·若者が自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、社会的に自立した個人として健やかに **成長**するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められている。
- 〇子供·若者の育成支援は、**家庭を中心として、国及び地方公共団体、学校、企業、地域等が**各々の役割を果たすとともに、相互に協 カ·連携し、社会全体で取り組むべき課題である。なお、一人一人の子供·若者の立場に立って、生涯を見通した長期的視点、発達段 **階についての適確な理解の下、最善の利益を考慮**する必要がある。
- ○全ての子供・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総がかりで目指す。

現状と課題

【 家

- **庭** 】・親が不安や負担を抱えやすい現状にあり、社会全体で子育てを助け合う環境づくりが必要
 - 貧困の連鎖を断つための取組、児童虐待を防止するための取組の必要
 - ・家庭環境は多様であり、子供・若者、家族に対して、個々の状況を踏まえた対応が必要

- 【地域社会】・地域におけるつながりの希薄化の懸念
 - ・地域住民、NPO等が子供・若者の育成支援を支える共助の取組の促進が必要

- 【情報通信環境】 常に変化する情報通信環境は、子供・若者の成長に正負の影響をもたらす
 - 違法・有害情報の拡散、ネット上のいじめ、ネット依存への対応が必要

【雇

- 用 】・各学校段階を通じ、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育てるキャリア教育、就業能力開発の機会の 充実が重要
 - 円滑な就職支援、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等による若者の雇用安定化と所得向上が重要

これまでの取組の中で顕在化してきたもの



【課題の複合性、複雑性】困難を抱えている子供・若者について、子供の貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題は 相互に影響し合い、複合性・複雑性を有していることが顕在化。

第2 基本的な方針(5つの重点課題)

1. 全ての子供・若者の健やかな育成

- ・基本的な生活習慣の形成、学力・体力の向上、規範意識や思いやりの心の涵養
- ・心・身体の健康を維持し、自ら考え自らを守る力の育成
- ・地域の実情を踏まえた、子供・若者育成支援に関する相談窓口の整備の促進

2. 困難を有する子供・若者やその家族の支援

- 年齢階層で途切れさせない縦のネットワーク及び多機関が有機的に連携した横のネットワークの構築を通じた支援
- ・家庭等に出向き支援するアウトリーチ(訪問支援)の充実
- 子供の貧困対策、児童虐待防止対策の強化

3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- ・地域等で実施される各種の体験・交流活動の充実
- ・インターネットの急速な普及を踏まえた情報通信技術の適切 な利用

4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

- 官公民連携による地域における共助機能の充実
- 総合的な知見を有するコーディネーターの養成

5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- ・グローバル人材、科学技術人材の育成
- 情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成
- ・地域づくりで活躍する若者の応援

第3 基本的な施策

1. 全ての子供・若者の健やかな育成

- (1)自己形成のための支援
- ①日常生活能力の習得
- •インターネットの適切な利用に関する学習活動の推進 等
- ②学力の向上 ③大学教育等の充実
- (2)子供・若者の健康と安心安全の確保
- ①健康教育の推進と健康の確保・増進等
- ・心の健康、薬物乱用、発達段階に応じた性に関する知識の教育 の充実 等
- ・妊娠・出産・育児に関する正しい理解に係る教育や情報提供の充実
- ②子供・若者に関する相談体制の充実
- ■困難を抱えた場合の相談先や解決方法の啓発広報
- ・子ども・若者総合相談センターの充実
- •スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用 等
- ③被害防止のための教育
- (3)若者の職業的自立、就労等支援
- ①職業能力・意欲の習得 ②就労等支援の充実
- (4)社会形成への参画支援

2. 困難を有する子供・若者やその家族の支援

- (1)子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実
 - ・子ども・若者支援地域協議会の設置促進・活動の充実
 - ■アウトリーチ(訪問支援)に携わる人材の養成等
- (2)困難な状況ごとの取組
- (1)ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者への支援等
- •地域若者サポートステーションによる支援の充実 等
- ②障害等のある子供・若者の支援
- ③非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等
- ④子供の貧困問題への対応
- •国民運動の取組の展開、充実 等
- ⑤特に配慮が必要な子供・若者の支援
- (3)子供・若者の被害防止・保護
- ①児童虐待防止対策
- ●児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応 等
- ②子供・若者の福祉を害する犯罪対策

3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- (1)家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築
- ①保護者等への積極的な支援
- ②「チームとしての学校」と地域との連携・協働
- ③地域全体で子供を育む環境づくり
- ■放課後子ども総合プランの推進
- ・社会性・人間性等を育む多様な体験・交流活動の推進 等
- ④子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり
- (2)子育て支援等の充実
- (3)子供・若者を取り巻く有害環境等への対応
 - 安全・安心なインターネットの利用に関する教育・啓発活動の強化
 - ・ネット依存の傾向が見られる青少年を対象とした自然体験や宿泊 体験プログラムの実施 等
- (4)ワーク・ライフ・バランスの推進

4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

- (1)地域における多様な担い手の養成
 - ■子育て経験者や様々な経験を有する高齢者、企業やNPO等の 多様な主体の参加促進等
- (2)専門性の高い人材の養成・確保
 - 総合的な知見の下に支援をコーディネートする人材の養成
 - 教育、医療・保健、福祉等の専門職の人材確保、専門性の向上

5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- (1)グローバル社会で活躍する人材の育成
 - ■留学支援の充実 等
- (2)イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成
 - 先進的な理数教育の支援 等
- (3)情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成
- ・情報通信技術を高度に活用して社会の具体的な課題を解決で きる人材を育成
- (4)地域づくりで活躍する若者の応援
 - ・地域産業を担う高度な専門的職業人材を育成
 - ・「地域おこし協力隊」の推進 等
- (5)国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成
- ・国際大会で活躍が期待できる競技者の発掘・育成・強化
- 世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成
- (6)社会貢献活動等に対する応援
 - 内閣総理大臣表彰の創設

第4 施策の推進体制等

- (1)子供・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有(2)広報啓発等(3)国際的な連携・協力
- (4)施策の推進等
- ●地域における先進的な活動についての情報を共有しつつ、行政、学校、企業、NPO等の連携を強化し、社会総がかりでの取組を促進等